法曹養成制度改革連絡協議会　向け

弁護士の目から見た

ＡＩ時代の法曹に求められる能力とは

弁護士　篠島　正幸

（第二東京弁護士会）
江川・篠島法律事務所

日弁連　AI戦略ワーキンググループ
日弁連　AI利活用ワーキンググループ
日弁連　弁護士業務改革委員会ＩＴ問題検討ＰＴ

※　本説明で引用するスライドは、断りのない限り、篠島の弁護士向け講義及び大学向け講義教材です。

略歴：法曹へのAI・IT研修への関与

法律事務所IT化に関する研修等の活動

書籍：　第一法規、法律家のためのＩＴマニュアル全訂版
（共著）

研修：　日弁連Ｅラーニング
（業革ＩＴＰＴ・法律事務所のIT化）
三重県弁護士会（中小事務所IT化）

生成AIに関する研修等の活動

研修：　第23回 弁護士業務改革シンポジウム（AI解説）
日弁連Ｅラーニング（業革ＩＴＰＴ・AI利活用）
第二東京全友会シンポジウム（AI解説）
福島県弁護士会（AI解説）
第二東京弁護士会（AI解説+情報セキュリティ）
東京大学教養学部川人ゼミ・FW（司法AI化国際動向）
東北弁護士会連合会・講義（AI解説）
第24回 弁護士業務改革シンポジウム（パネリスト等）

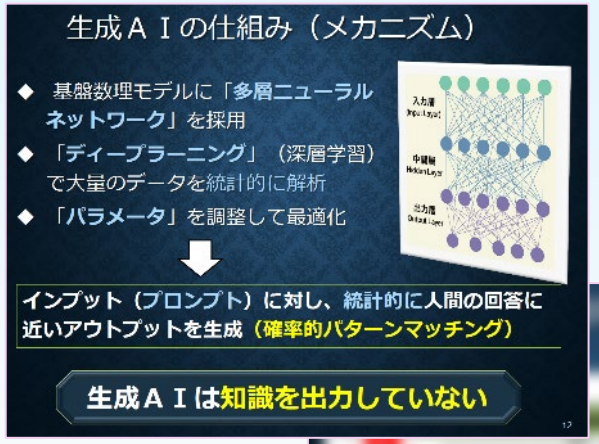
一般教養としての法律の講義
東京科学大学（旧・東工大）
教養課程・憲法（人権）
（2019年～）

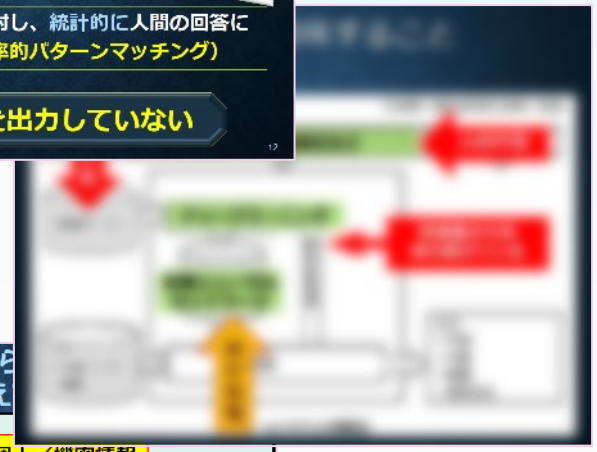
生成AI・その他

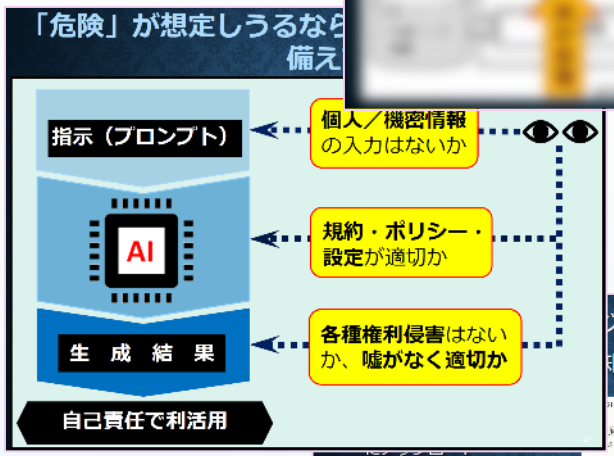
商事法務研究会　AI時代における民事司法を考える研究会
司法研修所裁判官研修（弁護士実務でのAI利活用の状況説明・パネリスト）

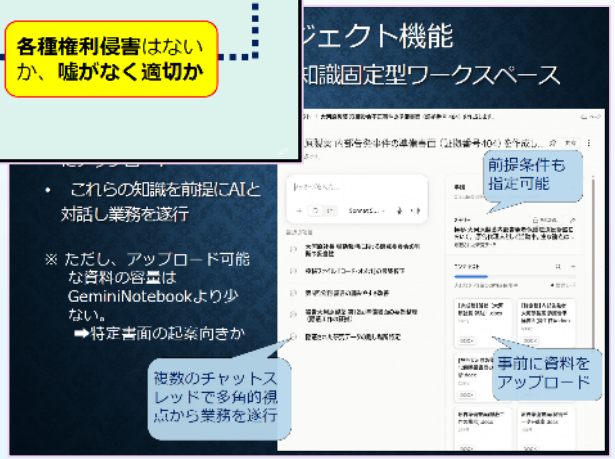
弁護士向け研修等で伝える内容

- AIの基本的な仕組みとリスクの解説
  （JISのAI機能図等も引用し機能を可視化）
- 仕組みから利活用時の基本的注意点を導出
- 日弁連「弁護士業務における生成AI利活用等に関する注意事項」の概説
- 実際の利用方法の例示
  （書面等を作成させ問題点を抽出：別冊参照）
- 最後に将来的な弁護士像にも言及









・AIの基本とリスクを理解し、
・その出力を批判的に検証しつつ
・実務に活かしてほしい

高度な利活用方法でも、
基本は同じ

研修では「将来的な弁護士像」にも触れる

□ AIの広がりは弁護士の職域に影響

- ➢ 企業では契約書レビューの内製化／ALSPも台頭
- ➢ 法令・判例分析→事実認定にまで広がる可能性大

□ AI普及による弊害も

- ➢相談者・依頼者がAIの出力に依拠／AI出力への過信

□ 弁護士に残される価値は？

- ◆ AIはリーガルマインドを持たない

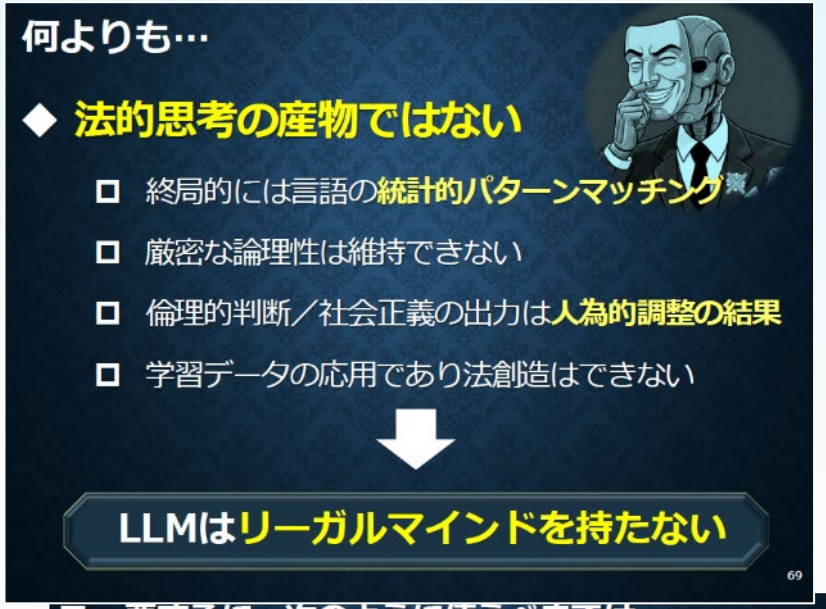
  ＝AIは法律事務処理において**法曹の支援者**たるべき

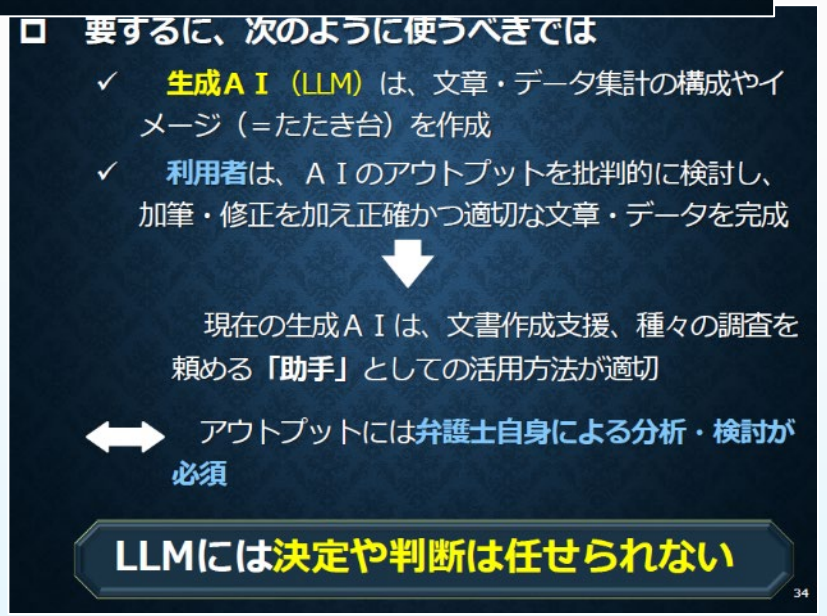
- ◆ 弁護士に求められる役割…従前に加え

  ① **AI出力の法的検証（human in the loop）**

  ② **個別の事案における創造的・戦略的法務**

（リーガルマインドを涵養すべき法曹養成とは目的が異なる？）





話題転換…大学の講義でAIをどう扱う？

ロ 大学講義でのAIの位置づけ

- ◆ 試験は論文筆記（三段論法）
- ◆ AIは注意して使うよう事前指示

ロ AI利用を前提とした設問も

- ◆ 任意提出の応用問題として

本講義における生成系ＡＩ利用について

- 生成AIは、大規模なテキストからパターンを学習した統計モデルだから、自然言語処理は得意だが、**内容の論理的な正確性は保証されない**。特に学習データの少ない分野（日本の裁判例など）では、**ハルシネーション**や過学習のリスクが高い。
- プロンプトエンジニアリングによってケーススタディの正答に近づく可能性はあるものの、事案ごとに異なるプロンプトが必要であり、**コストパフォーマンス**は非常に悪い。また**期末試験は筆記**だから、プロンプトエンジニアリング技術は成績評価に結びつかない。
- 利用する場合、**適切な方法を模索**してほしい。憲法知識の概要を手っ取り早く把握するために使うなどが考えられる（ただし、正解は教科書にあ
バシーや知的財産権など、**第三者の権利を著作物**）。個人情報の提供は自己責任で。

【応用】（すべてのプロセスに生成 AI 及びインターネットの検索エンジンを用いてよい。）

ヘイトスピーチを処罰する法制度を持つ国の規制内容を調査し、当該外国と比較し、次の点を明らかにしてほしい。

① 我が国に処罰規制が採用されていない理由（「立法しない」という意味での立法事実）

② 将来にわたり採用されるべきか否か

AI のアウトプットをそのまま転記してもよいが、海外規制はソースを示し、論述は A4 サイズ 1 ページ以内に収めてほしい。

（参考）講師から提示した回答例＝生成AIによる結果を示した

ChatGPTに調べてもらった（Geminiは、仏国の刑法条文の引用が古く不採用）

国	法条（訳）	対象行為（骨子）	罰則（上限）	原典URL
ドイツ	ドイツ刑法（StGB）§130「民衆扇動（Volksverhetzung / incitement to hatred）」	公共の平穏を害し得る態様で、①国民的・人種的・宗教的又は民族的集団やそれらの一部・同性愛者・障害者などの「集団」に対し憎悪を扇動し、暴力又は恣意的措置を扇動する行為、②人間の尊厳を攻撃する侮辱・悪意ある誹謗等を行う行為、③特定のジェノサイドを公然と否認・著しく矮小化・正当化する行為など。	基本形は3年以下の自由刑又は罰金刑、ジェノサイド否認等の加重類型では5年以下の自由刑など（具体的上限は各項で異なる）。	ドイツ連邦法務省の英訳付き刑法集（§130を含む）：German Criminal Code (Strafgesetzbuch) – §130
フランス	1881年7月29日「出版の自由に関する法律」第24条（provocation à la discrimination, à la haine ou à la violence）ほか	公然とした方法（演説・出版物・ネット上の投稿など）により、出自・民族・国籍・人種・宗教などに基づき、特定の人や集団に対する差別・憎悪・暴力を直接に扇動する行為。また、同法24条bisでは、一定の犯罪（ホロコースト等の犯罪）についての否認・矮小化も処罰。	典型的には1年以下の懲役及び4万5,000ユーロ以下の罰金（またはいずれか一方）。ホロコースト否認についても同水準の法定刑が規定されている。	フランス政府・Legifrance：第24条・24条bis を含む全文：Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse

※　Chat-GPTに回答の精度向上の理由を聞いてみたところ、①RHLF、②RAG、③評価指標や報酬設計の改善、④学習データの改善、などを挙げた。
　しかし他方、(a)ソースの信頼性の不確実性、(b)ハルシネーションはゼロではない、(c)データは常に最新ではない、と指摘され、**「出典を検証する」という運用ルールの重要性**を説かれた。
　（今回、外国の法条は講師の方でも一応全部当たり、翻訳機能を使って確認した。）

結局、伝える内容は、
ＡＩの持つ危険性とその回避方法
↓法律家への研修と変わらない？

弁護士向け研修と大学講義を対比すると…

ロ 大きな違い

◆ 学生には、リーガルマインドの前提となる法的知識・素養が不十分

→　学習をAIに依存し、法的素養の習熟を阻害しないか

ロ 対応策

◆ 法的知識の習得に加え、**法的思考力（学生自身の出力）の獲得を学習目標に設定**

◆ 法的思考力の発現としての論述を重視

→**期末考査は三段論法の論述**

（AIは排除）

◆ 危険性を説明の上、学習にAI利用を認める

1　本講義の目的

・憲法の基本的人権に関する基礎的理解

→ まずは**条文を読む**
→ 文言が持つ**意味（趣旨・解釈）を理解**する
→ 憲法の理解を前提に、**自分なりの考え方**を組み立てる

憲法の知識

・法律的な考え方（リーガルマインド）（のイメージ）の習得

→ 法律の**使われ方**をイメージする
（特に憲法という題材を中心として）
→ 法律的な考え方を**文章として表現**する
（テストかレポートで書いてみる）
→ 他の文章作成に**応用**する／考え方を社会生活に応用する
（自分の生活で実践）

法的思考（表現）方法

学習目標とAIの利用目的・適切利用方法を周知することで対応

AI時代の法曹に求められる能力とは　～弁護士の視点から

- **従前の法曹養成と同等の知識の習得は必須**

  法的知識と解釈適用の技術

  ＋**リーガルマインドの涵養**

- **AI社会を前提とした新たな知識（スキル）**

  AIに対する基本的理解

  ＋それを踏まえたAI出力への検証能力

  ＋AI以外のリソースからの情報収集能力

- **（AI時代の法曹のニーズへの適応力）**

AIの法的議論に関する出力への**Human in the loop**の確立

※　AIの基本とリスクを理解してAIを適切に利用し、定型処理から創造的・戦略的判断へと力点を移していける弁護士

商事法務研究会「AI時代における民事司法を考える研究会」取りまとめが示した課題

将来的な弊害	誰の？	記載頁	求められる課題・対応
AI出力がもっともらしくなり、法曹自身も過信	法曹全体	63-64	AI出力を批判的に検証する能力の涵養
単純業務のAI代替によるOJT機会の減少	法曹全体	63-65	法曹養成カリキュラムの見直し、リテラシー教育、OJT研さんの維持
学生・修習生の安易なAI依存	法曹全体	64-65	AIに頼らない法的思考力・批判的思考力の涵養を法曹養成の中核に
専門性の国民感覚からの乖離、無意識のバイアス	法曹全体	63	潜在的課題への真摯な対応、役割の在り方の意識的議論
AIによる偽造・加工証拠の提出による事実認定への悪影響	法曹全体	55-58	資料の吟味、証拠提出ルールの検討、AI利用の明示
AIに司法作用そのものを代替させる方向への議論	裁判官	59	憲法13条（個人の尊重）の観点から、人間である裁判官が担うべきとの整理
AI出力の誤り等に気づかぬまま利用	法曹全体	23、31	出力確認と専門職としての独立判断、最終責任の自覚
依頼者側のAI利活用への消極／過信	弁護士	31-32	利活用の場面・範囲・方法等について依頼者との関係で留意、自律的・継続的な検討
機微な事件情報等の入力による情報漏洩リスク	弁護士・法曹全体	23、32	入力情報の機密性への配慮（守秘義務の法的根拠は異なるが法曹全体にとって要請は同一）
事務所間のAI利活用環境の格差、AIリテラシーが担保されておらず弁護士の質のばらつき	弁護士	29－31、32	格差状況の把握、研修機会の確保、ルール化の検討、リスキリング、職能団体による自律的研修体制の検討
経験の浅い実務家の専門性涵養機会の喪失	弁護士	66	弁護士会等における後進育成手法の再検討

研究会で示された法曹養成への課題と展望

第7　AI時代における司法の在り方とその課題

2　今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方　（63～65頁）

(1) AI時代に求められる能力等（法律実務家等の全般）

「…ＡＩ時代の法律実務家等においては、ＡＩの出力が法的・倫理的に妥当であるかを批判的に検証する能力が求められることに異論はなく、このような能力は、基礎的な法知識や法的分析能力が前提となるものと考えられる。特に、ＡＩの技術的進展に伴って、現在以上にもっともらしい出力がされるようになり、ＡＩの出力を過信するおそれが高まることに照らせば、ＡＩの出力を批判的に検証する能力は、今後一層重要になってくると考えられる。」

(2)教育・研修の在り方

ア　法曹養成

- ＡＩの本質的機能やその出力の信頼性及び危険性等の基本的なリテラシーを適切に習得しうる教育・研修が必要。ＡＩリテラシーも含め、幅広いリベラルアーツを学んだ上で、ＡＩの限界について俯瞰的に見ることができる能力を育成することが重要
- ＡＩの出力を鵜呑みにせず、その妥当性を批判的に検証する能力はこれまで以上に重要となるから、ＡＩに頼らない高度の専門的な法律知識や、これを前提とした法的思考力・批判的思考力を涵養するための教育は、今後の法曹養成の中核であり続けるべきとの指摘
- ＡＩを含めて何も参照できない状態での能力を判定する方式の試験（closed-book exam）が重要か
- ＡＩに代替可能なこと、人間にしかできないこと・人間が担うべきことは何かを考え続ける姿勢が重要